

## 役員及び評議員等の報酬及び費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬和会（以下「法人」という。）の理事、監事、評議員および評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償費に関する事項を定める。

### (報酬)

第2条 役員等の報酬及び費用弁償費は、勤務実態に即してのみ支給することとし、役員等がその地位にあることをもっては支給しない。

2 報酬及び費用弁償費は、役員等が法人の理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会又はその他の会議・研修に出席するときのほか、理事長による専決や監事による監査の実施など役員等が法人の業務に従事した時に限り別表1により報酬及び実費弁償費を支給する。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (適用除外)

第3条 法人の職員を兼務し職員の規程を適用することとした役員等は、この規程を適用しない。

### (理事等の報酬)

第4条 理事が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

### (監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (出張旅費)

第6条 1 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

2 職員を兼務する役員及び評議員は、この規程は適用しない。

(改正)

第7条 この規程を改正する必要がある場合には、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

この規程は平成29年12月22日から改定施行する。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	—	別表4による
評議員会出席報酬等	—	別表4による
評議員選任・解任委員会出席報酬等	—	別表4による

別表2

名 称	報 酬	実費弁償費
理事(非常勤) 及び 評議員業務報酬等	—	別表4による
監事報酬等	日額 20,000円 (業務に就く時間が2時間に満たない場合は5割)	別表4による

別表3

名 称	報 酬 1 日	旅 費
報酬及び旅費	10,000円	実費相当

別表4 (実費弁償費)

距離	金額
片道10km未満	3,000円
片道10km以上20km未満	4,000円
片道20km以上	5,000円